

特定販売に関する書類

(法第 4 条第 3 項 4 号ロ関係、法第 26 条第 3 項第 5 号関係)

① 特定販売を行う際に使用する 通信手段	☐ インターネット ☐ アプリケーションソフト ☐ 郵便 ☐ 電子メール ☐ ビデオ通話 ☐ 電話 ☐ FAX ☐ その他 ()
② 特定販売を行う医薬品の区分	☐ 要指導医薬品 (特定要指導医薬品を除く。) ☐ 第一類医薬品 ☐ 指定第二類医薬品 ☐ 第二類医薬品 ☐ 第三類医薬品 ☐ 薬局製造販売医薬品 (毒薬及び劇薬であるものを除く。)
③ 特定販売を行う時間	
④ 営業時間のうち特定販売のみを行う 時間がある場合は、その時間	
⑤ 保健所設置市等が特定販売の実施方 法に関する適切な監督を行うために 必要な設備の概要 ※④に該当する場合のみ記入してください。	画像又は映像を撮影・電送する設備 ☐ テレビ電話 ☐ デジタルカメラ ☐ 電子メールで送信するためのパソコン、インターネット回線等 ☐ 現状についてリアルタイムでやりとりできる電話機・電話回線 ☐ その他 ()
⑥ 特定販売を行うことについての広告 に、申請書に記載する薬局 (店舗) の 名称と異なる名称を表示するとき は、その名称	
特定販売を行うこ とについてインタ ーネットを利用し て広告するとき	⑦ 主たるホームペ ージアドレス
⑧ 広告の手段	☐ インターネット ☐ アプリケーションソフト ☐ カタログ ☐ チラシ ☐ はがき・ダイレクトメール ☐ その他 ()